

令和4年度

宮津与謝環境組合

定期監査結果報告書

宮津与謝環境組合監査委員

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の種類 定期監査

(2) 監査実施日 令和4年7月22日(金)

(3) 監査方針、監査の重点

地方自治法には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されているところであるが、構成市町の財政状況が極めて厳しい中であって、行財政の効率的かつ適正な執行がより強く求められていることから、関係法令等の定めるところに従って業務が適正に執行されているかどうかを確認するとともに、経済的・効率的及び効果的に実施されているかという点について重点的に監査を実施した。

監査の重点事項

- ・ 予算の執行は適正に行われているか。
- ・ 財産管理は適正に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。

(4) 監査の方法

令和4年4月1日から令和4年6月30日までに執行された業務の概況について説明を求めたほか、予算の執行、契約事務並びに財産管理について関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

2 監査の結果

(1) 予算の執行については、例月出納検査における調書、資料等も参考にして監査を実施した結果、地方自治法、財務規則など関係法令等に準拠し、適正に行われていると認められた。

(2) 財産の管理状況について関係台帳等を審査した結果、令和4年4月1日から令和4年6月30日に取得された備品は、適正に台帳登録されており使用状況についても把

握されていた。

(3) 契約事務については、令和4年度第1四半期に執行された契約を対象に監査を実施した。契約内容は委託業務で、適正に処理されているものと認められた。

(4) 施設運営については、事務局職員からの報告と質疑応答により運営状況の確認を行った。

(5) 宮津与謝クリーンセンターは、令和2年7月1日に本格稼働したところであるが、令和3年2月と8月に公害防止基準値を超えるダイオキシン類が検出される事象が発生し、運営開始直後から二度にわたり焼却炉を緊急停止した。

その後、原因究明と再発防止策を講じ通常運転を再開したものの、地域住民の不信感、不安感は今もって払しょくできていない状況である。

そのため、宮津与謝環境組合として運営委託事業者へ対する徹底した指導とモニタリングの強化を図るとともに、近隣地域に対し定期的に現状報告を行うなど丁寧な説明をし、信頼回復に努めていただきたい。

今後とも周辺環境への影響や施設運転継続に支障のないよう必要な対応を徹底し、効率的で安定的な運営に努め、環境衛生施設の基盤として1市2町の住民福祉の向上に寄与することを期待する。